

ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組PR

認証番号	073	認証年度	平成30年度
企業（団体）名	社会保険労務士法人名南経営		
本社所在地	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33階		
市内事業所所在地	同上		
電話番号	052-589-2355		
事業内容	社会保険労務士業		
従業員数 (平成30年7月1日時点)	市内の事業所	22人	(内女性) 16人
	企業全体	22人	(内女性) 16人
その他認定・認証	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市女性の活躍推進企業 ・あいち女性輝きカンパニー ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業 ・健康経営優良法人2018 		

(取組の経緯)

20年前は男性の正職員、女性のパートタイマーという役割固定となっていたが、時代の流れとともに女性の正職員数が増加し、現在では職員の7割が女性です。女性職員の育児休業取得は当然として、2018年には初の男性職員の育児休業取得も見られた。一方で、働き方改革の推進役としての社会的役割が期待される社会保険労務士として、過重労働防止、女性の活躍推進支援、ハラスメント防止対策等、顧問先の見本となる企業であるために取組みが自然と行われてきた。

(主な取組内容)

- ・長時間労働防止のための午後9時完全退社（止むを得ない事情で午後9時以降まで業務を行う必要がある場合には、事前承認を受けた上で、リーダー以上が同席し、その業務を支援する仕組みを採用。その結果、2年間で午後9時を超えたのは1回のみとなった）
- ・実質的に10時間の勤務間インターバルの設定
- ・法律を上回る育児短時間勤務制度（小学校入学の始期まで）
- ・育児・介護・通学・治療と仕事の両立を支援する時差出勤制度
- ・年休取得を促進する時間単位年次有給休暇制度の導入 など

(効果・従業員の声)

士業の業務は、法定期限が設定されている業務や突発業務への対応が少なくないことから、かつては終電近くまで残業を行う職員が見られましたが、その状況を改善すべく、様々な対策が行われた結果、企業全体として早く業務を終わらせて帰る意識が根付きました。また、職員の要望を受け、今年4月から導入された時間単位年次有給休暇制度は、育児の関係で取得するほかの、野球を見に行く、マッサージを受けに行く、他社の友人と飲みに行く、自己研鑽のためのセミナーを受講しに行く、といった多様な利用ができ、好評です。